

特記仕様書（建設工事）

1. 本特記仕様書は、井上地内汚水枝線 11 工区築造工事に適用する。
2. 工事施工に関しては、公益財団法人下水道新技術推進機構発行「下水道土木工事必携（案）」、及び福岡県国土整備部発行「土木工事共通仕様書」・「土木工事施工管理の手引き」を適用する。
3. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 小郡市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
4. 現場代理人等の腕章の着用について
請負者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。
5. 工事実績情報サービス（CORINS）について
請負者は、契約金額が 500 万円以上の場合は、CORINS ((一財) 日本建設情報総合センター (JACIC) の工事実績情報サービス)への登録をしなければならない。登録の種類及び時期は、以下のとおりとする。
 - 請負金額 500 万円以上の工事
 - 受注登録・・・・・・契約後 10 日以内
 - 変更登録・・・・・・変更があった日から 10 日以内
 - 竣工登録・・・・・・工事完成後 10 日以内
6. 誓約書（業者間契約）について
下請施工を行う場合、請負者は、業者間契約（元請と下請間、下請と下請間）における損害賠償請求などのトラブル回避のため、「誓約書（業者間契約）」を徴収しなければならない。
なお、この「誓約書（業者間契約）」は、市への提出は必要ない。
7. 施工体制台帳の提出について
下請施工を行う場合は、請負者は施工体制台帳を提出しなければならない。
報告された下請負人が暴力団関係業者と確認された場合、契約約款に基づき、市は請負者に対して下請契約解除要求を行う。請負者が正当な理由なく下請契約解除要求に応じない場合、請負契約解除となる。

8. 専任を要する主任技術者の兼務

請負代金の額が3,500万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

9. 現場代理人の兼務

次の場合において、現場代理人の兼務をすることができる。

- 小郡市発注工事において、請負金額が600万円未満の2件の工事
- 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であり、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡を取れる場合の2件の工事

10. 工事の施工に際し境界標等を一時移設する場合は、管理者と立ち会いし、確実に復元すること。

11. 請負者は、事前に施工計画を定め、事業担当課に承諾を得たのち施工を行うものとする。

12. 安全費

県道部について、施工時に交通誘導員Bを2名配置する費用を計上している。なお、交通誘導員Bとは原則として交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とするが、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督員が警備員名簿、及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識、及び技能を有する警備員と認めたものについてはこの限りではない。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科、及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識、及び技術を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育、及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者

13. 舗装版切断時に発生する濁水について

- (1) 請負者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- (2) 請負者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提出しなければならない。
- (3) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、請負者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- (4) 請負者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した防塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの写しを監督員に提出しなければならない。